
建築動態統計調査

【建築物滅失統計調査】

◇用語の定義

1. 建築物除却統計

建築物の用途・・・P1

除却原因・・・・・・・P3

構造・・・・・・・P3

2. 建築物災害統計

災害種別・・・・・・・P4

被害区分・・・・・・・P4

1. 建築物除却統計

<建築物の用途>.....

居住

建築物用途分類の大分類「A. 居住専用住宅」、「B. 居住専用準住宅」及び「C. 居住産業併用建築物」に属するもの。

農林水産業

建築物用途分類の大分類「D. 農林水産業用建築物」に属するもの。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業

建築物用途分類の大分類「E. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」に属するもの。

製造業

建築物用途分類の大分類「F. 製造業用建築物」に属するもの。

電気・ガス・熱供給・水道業

建築物用途分類の大分類「G. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物」に属するもの。

情報通信業

建築物用途分類の大分類「H. 情報通信業用建築物」に属するもの。

運輸業

建築物用途分類の大分類「I. 運輸業用建築物」に属するもの。

卸売業、小売業

建築物用途分類の大分類「J. 卸売業、小売業用建築物」に属するもの。

金融業、保険業

建築物用途分類の大分類「K. 金融業、保険業用建築物」に属するもの。

不動産業

建築物用途分類の大分類「L. 不動産業用建築物」に属するもの。

宿泊業、飲食サービス業

建築物用途分類の大分類「M. 宿泊業、飲食サービス業用建築物」に属するもの。

医療、福祉

建築物用途分類の大分類「N. 医療、福祉用建築物」に属するもの。

教育、学習支援業

建築物用途分類の大分類「O. 教育、学習支援業用建築物」に属するもの。

その他のサービス業

建築物用途分類の大分類「P. その他のサービス業用建築物」に属するもの。

国家公務、地方公務

建築物用途分類の大分類「Q. 公務用建築物」に属するもの。

その他

建築物用途分類の大分類「R. 他に分類されない建築物」に属するもの。

<除却原因>.....

老朽して危険があるため

主要構造部が腐朽して構造上の耐力性を著しく欠いたため除却しようとする場合。

その他

「老朽して危険があるため」以外の理由。例えば道路の拡幅工事等によって除却しようとする場合。

<構造>.....

木造

主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が木造のもの。(木造モルタル塗及び土蔵造りを含む。)

その他

鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、石造、煉瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他木造以外のもの。

②建築物災害統計

<災害種別>.....

火災

自然火災を含む。

風水災

風災又は水災をいう。(同一時に生じた風及び雨による災害も本分類に入れる。)

震災

地震によって発生した火災は、震災とする。

その他

上記以外の災害であって、爆発、自然腐朽、山崩れによるもの等を含む。

<被害区分>.....

全焼

全壊

全流失

大部分焼失、倒壊又は流失して復旧しにくいもの。

[被害の割合(%)]

主要構造部について、100%～50%

半焼

半壊

半流失

一部分焼失、倒壊若しくは流失し又は被害が甚だしいが、大修繕によって復旧するもの。

[被害の割合(%)]

主要構造部について、50%～20%